⑿　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の範囲等の細目規定を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。（附則第三十三条、改正令附則第六条関係）

⒀　物資の流通の効率化に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる特定貨物自動車中継輸送施設及び構築物の細目を定める。（附則第十一条関係）

⒁　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直す。（附則第十一条関係）

イ　その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特定都市再生緊急整備地域内にあるものの要件に事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の十以上であることを加える。

ロ　その対象資産の範囲を都市の居住者の利便の向上に資する施設又は都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資する施設とする。

⒂　新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、適用対象となる一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域の区域内にある住宅のうち建替えにより新築された住宅の細目を定める。（附則第十二条関係）

6　軽自動車税

軽自動車税の環境性能割を廃止することに伴う所要の規定の整備を行う。（第三章第二節の二関係）

7　国民健康保険税

⑴　基礎課税額に係る課税限度額を六十七万円（改正前は六十六万円）に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を三万円とする。（第五十六条の八十八の二関係）

⑵　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を三十一万円（改正前は三十万五千円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を五十七万円（改正前は五十六万円）に引き上げる。（第五十六条の八十九関係）

⑶　低所得者に対する減額及び出産被保険者に対する減額について、十八歳以上被保険者均等割額を対象に追加する。（第五十六条の八十九関係）

⑷　世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対し課する十八歳未満被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額するものとし、その減額する額の基準として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る当該被保険者均等割額とする。（第五十六条の八十九関係）

8　その他

特定徴収金の納付又は納入における一定の手続が法定納期限に行われた場合において、法定納期限の特例が適用される税目及び納付又は納入の期日を定めることとする。（第五十七条の五の二関係）

第２　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正

法人の事業税の例により法人の事業税と併せて徴収される地方法人特別税について、その納付における一定の手続が法定納期限に行われた場合において、法定納期限の特例が適用される税目の対象とする。（第九条関係）

第３　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正

法人の事業税の例により法人の事業税と併せて徴収される特別法人事業税について、その納付における一定の手続が法定納期限に行われた場合において、法定納期限の特例が適用される税目の対象とする。（第九条関係）

第４　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正

市町村長が、森林環境税の納税義務者が特定非常災害に指定された災害により災害に係る免除要件のいずれかに該当することが明らかであると認める場合には、免除に係る申請書の提出がなくても、職権により森林環境税を免除することができることとする。（第三条、第四条関係）

第５　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第６　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（改正令附則第一条関係）

◇地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第八十四号）（総務省）

第１　地方自治法施行令の一部改正

環境性能割交付金の廃止に伴い、特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について所要の見直しを行う。（第二百十条の十二関係）

第２　地方財政法施行令の一部改正

１　地方財政法にサービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の特例を定める規定を創設することに伴い、当該地方債の許可手続に係る規定を創設する。（附則第三条関係）

２　地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴い創設される地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準財政規模の算定方法を定める規定について所要の見直しを行う。（附則第九条及び第十条関係）

３　その他所要の改正を行う。

第３　災害対策基本法施行令の一部改正

地方揮発油税の当分の間税率の廃止に伴い創設される地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準税収入額の算定方法の特例を定める規定について所要の見直しを行う。（附則第四項関係）

第４　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正

地方特例交付金の内容を変更することに伴い、特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法の特例を定める規定等について所要の見直しを行う。（第一条及び第二条関係）

第５　特別会計に関する法律施行令の一部改正

交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち、七千億円を一般会計に帰属させるとともに、令和八年度の償還額を増額し、令和三十一年度までに償還することに伴い、一般会計の負担に属する公債及び借入金から除かれるものに関する規定について所要の見直しを行う。（第四十一条関係）

第６　施行期日等

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置を定める。

３　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第八十五号）（財務省）

第１　関税法施行令の一部改正

１　保税蔵置場等の業務に係る手順及び体制に関する事項を規定した規則の策定の義務付けに伴う規定の整備を行う。（第三十五条、第五十一条の九、第九十二条等関係）

２　平生港を開港の指定から解除する。（別表第一関係）